

令和7年4月1日から

清掃センターへ直接持ち込む「**家庭ごみ**」は

ごみの重量に応じて有料となります。

八幡平市の1人1日当たりのごみ排出量は、683g（県平均514g）となっており、県内市町村の中で最も多くのごみを排出しています（令和4年度の家庭系ごみ排出量）。

市では、このような状況を踏まえ、ごみ排出量の削減、公平性の観点、施設の運営維持費の確保などを目的として、家庭から発生する清掃センターへ直接持ち込むごみを、重量に応じて有料とします。

何卒、ご理解とご協力をお願いします。



●ごみ処理手数料の料金設定

種 類	変更前 【令和7年3月31日(月)まで】	変更後 【令和7年4月1日(火)から】
家庭系ごみ	無 料	50kg まで「無料」 （超過分は、10kg 当たり 50 円）
事業系ごみ (個人事業主、会社など)	10kg 当たり 100 円 ※現在と変更ありません。	

注)清掃センターで受け入れる全ての品目が対象となります。(古着、ペットの死体など含む)
支払いは、窓口での現金払いとなります。

50kg 以降の超過分は、10kg 単位での料金設定となります。

- (例)
- 50kg ⇒ 無料
 - 60kg ⇒ 50 円 (超過分 10kg が対象)
 - 100kg ⇒ 250 円 (超過分 50kg が対象)
 - 200kg ⇒ 750 円 (超過分 150kg が対象)



※対象となるのは、清掃センターへ直接持ち込むごみであり、ごみ集積所に出される収集ごみはこれまでどおり無料です。

担当：八幡平市役所市民課環境衛生係

TEL 0195-74-2111（内線 1069）

【裏面へ続きます⇒】

Q. なぜ、持ち込みの家庭ごみを有料化するのですか？

A. ごみの排出量に費用負担を連動させることで、ごみ減量に対する考えが生まれ、ごみの排出抑制が期待されます。排出量が少ない人は負担が少なく、排出量が多い人は負担が多くなることで負担の実質的な公平化が図られます。

なお、県内では清掃センター等の施設への直接持ち込まれる「家庭ごみ」の有料化については、設定条件は異なりますが、ほとんどの市町村において導入されています。

※近隣市町では、現時点において八幡平市のみ唯一無料となっております。

Q. ごみ処理手数料が免除になる場合はありますか？

A. 災害ごみ、火災ごみなど特別の事情があると認められる場合は、減免申請により免除となります。

Q. 清掃センターへのごみの持ち込みはいつできますか？

A. 次のとおりです。

八幡平市野駄 27-621 八幡平市清掃センター TEL 0195-76-2814

○受付時間

土日、祝日(振替休日)、年末年始(12/31～1/3)を除く平日及び第4日曜日

午前8時30分から午後4時30分まで

※第4日曜日はごみ集積所に出せない粗大ごみのみの受付となります。

【埋立をするごみ】

金曜日のみ

午前8時30分から午後3時30分まで

※清掃センターで計量後、最終処分場へ搬入

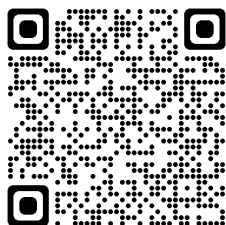
○搬入方法

清掃センター計量棟にて受付を行い、ごみの計量を行います。

※受付時、本人確認を実施しています。運転免許証等のご提示にご協力ください。

Q. ごみの分別の仕方を知りたいです。

A. 「ごみの正しい分け方・出し方」や「ごみ分別事典」をご確認ください。また、市ウェブサイトからも確認できます。



市ウェブサイト 「ごみ正しい分け方・出し方(2019年度～)」 「ごみ分別事典(平成30年3月1日発行)」

導入間近は、搬入車両の増加が見込まれ清掃センターでの渋滞が予測されます。

そのため、リサイクルショップを活用するなど排出量を抑制するとともに、計画的なごみの持ち込みにご協力ください。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)をみんなで推進しましょう！